

VIII 転入学等の取扱い

Ⅷ 転入等の取扱い

- 現行制度においては、社会福祉士養成施設から他の社会福祉士養成施設への転入学等が認められていないが、**教育内容が同等であることを前提として、単位互換を認め、これが可能となる仕組みとする。**
- 単位互換を行うに当たっては、大学又は社会福祉士養成施設が、**当該大学等における開講科目の教育内容と既修得科目の教育内容とを比較した上で、当該大学等が同等と認めた場合であって、当該大学等における開講科目として履修認定を行う場合に限るものとする。**
- **ただし、相談援助実習と相談援助実習指導については、両科目を一体として行うことにより、教育効果が見込まれることから、いずれか一方の科目のみの単位互換は認めないものとする。**

	他の大学への転入学等	他の社会福祉士養成施設への転入学等	他の資格の養成施設への転入学等
大学において既習得科目がある場合	○	× → <u>○</u>	—※
社会福祉士養成施設において既修得科目がある場合	○	× → <u>○</u>	—※
他の資格の養成施設において既修得科目がある場合	○	× → <u>○</u>	—※

(注) ※印については、当該他の資格の養成施設の指定基準等において、転入学等が認められているか否かによる。

Ⅸ 施行期日

Ⅸ 施行期日

- 教育カリキュラムの見直しとこれに併せて行われる以下の基準の見直しについては、平成21年4月1日から施行する。

- 「Ⅰ 教育カリキュラム等の内容」

- 「Ⅱ 教員」

- 「Ⅲ 施設設備」

- 「Ⅳ 実習・演習」

- 「Ⅴ 通信課程」

- 「Ⅵ 情報公開」

- 「Ⅷ 転入学等の取扱い」

- 「Ⅶ 国家試験の受験資格における実務経験の範囲」については、平成20年度試験(平成21年1月に実施予定)から施行する。